

ロシア連邦

連邦法

ロシア連邦法「地下資源について」第10条および第43条の改正について

国家院（下院）採択 2025年 5 月27日

連邦院（上院）承認 2025年 6 月 4 日

1992年 2 月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」（1995年 3 月 3 日付連邦法第27-FZ号による改訂版）（ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議公報、 1992、No. 16、掲載番号834；ロシア連邦法令集、 1995、No. 10、掲載番号823；2021、No. 18、掲載番号3067；2022、No. 27、掲載番号4619、4629；2023、No. 52、掲載番号9532；2024、No. 1、掲載番号37；No. 31、掲載番号4465；No. 33、掲載番号4928）に、以下の変更を加える：

1）第10条第 2 項第 1 号を以下の文言に変更する：

「1）地下の地質調査のため：

a) 本法に別段の定めがない場合、5 年以下；

b) 完全にまたは部分的に以下に示すロシア連邦構成主体内に位置する地下資源鉱区の地質調査を実施する場合、7 年以下：

コミ共和国；

サハ共和国；

カムチャッカ地方；

クラスノヤルスク地方；

ハバロフスク地方；

アルハンゲリスク州；

イルクーツク州；

マガダン州；

ムルマンスク州；

サハリン州；

ネネツ自治管区；

チュクチ自治管区；

ヤマロ・ネネツ自治管区；

c) 完全にまたは部分的に以下に示すロシア連邦構成主体の各部内に位置する地下資源鉱区の地質調査を

実施する場合、7年以下：

カレリア共和国：ペロモルスク地方自治管区、地方自治区画「カレワラ民族地区」、ケミ地方自治地区、地方自治区画「コストムクシャ都市管区」、ロウヒ地方自治地区、セゲジャ地方自治管区；

ハンティ・マンシ自治管区：ペロヤルスキー地方自治地区、ベリョーゾフカ地方自治地区；

d) ロシア連邦の内海、領海または大陸棚の地下資源鉱区の地質調査を実施する場合、10年以下；」；

2) 第43条第3項において：

a) 第6段落を以下の文言に変更する：

「本法第10条第2項第1号「b」および「c」に掲げる地下資源鉱区に対しては、有用鉱物埋蔵量の国家バランスシート登録から7年目の年の翌年；」；

b) 第9段落を以下の文言に変更する：

「本法第10条第2項第1号「b」および「c」に掲げる地下資源鉱区に対しては、当該の地下資源鉱区の面積変更から7年目の年の翌年；」；

c) 第12段落を以下の文言に変更する：

「本法第10条第2項第1号「b」および「c」に掲げる地下資源鉱区の地質調査を実施する場合、定期地下資源利用料の金額決定の年に先立つ7年間における当該費用の総額；」。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年6月7日

第141-FZ号